白岡市告示第９１号

白岡市学校体育施設の開放に関する要綱を次のように定める。

　　令和７年３月３１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　白岡市長　藤井　栄一郎

　　　白岡市学校体育施設の開放に関する要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、学校体育施設の開放に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において「学校体育施設の開放」とは、白岡市における社会体育の普及及び振興を図るため、スポーツ及びレクリエーション活動の場を確保し、学校教育に支障のない範囲で市長の企画及び運営のもとに、白岡市立学校の体育館及び運動場を開放し、その利用に供することをいう。

（開放校等の指定）

第３条　市長は、学校体育施設の開放を行うときは、地域の実情及び学校体育施設の状況を考慮し、次の各号に掲げる事項を指定し、公表するものとする。

⑴　開放する学校（以下「開放校」という。）

⑵　開放する体育施設（以下「開放施設」という。）

⑶　開放する日時

（開放施設の管理責任）

第４条　白岡市立小・中学校管理規則（昭和５０年白岡町教育委員会規則第５号）の規定にかかわらず、開放校の校長は、市長が学校体育施設の開放を行うものと指定した時間内においては、当該開放校の開放施設についての管理上の責任を負わないものとする。

２　市長は、前項の規定により開放校の校長が負わないこととなる開放施設についての管理上の責任を負うべき職員（以下「管理責任者」という。）を指定するものとする。

（学校開放運営委員会）

第５条　市長は、開放施設の運営を円滑に行うため白岡市学校開放運営委員会を置くものとする。

（管理指導員）

第６条　開放施設を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、利用団体ごとに管理指導員を置くものとする。

２　管理指導員は、管理責任者の指示を受け、開放施設の管理並びに開放施設を利用する者（以下「利用者」という。）の危険防止、安全の確保及び指導に当たるものとする。

（利用の資格）

第７条　開放施設を利用できるものは、次のとおりとする。

⑴　白岡市内に居住、在勤又は在学している者１０名以上をもって組織し、並びに市に登録されている団体

⑵　前号に掲げるもののほか、市長が特に認めた団体

（利用の許可）

第８条　利用団体は、別に定める日程調整会議で調整のうえ利用しようとする月の前月２５日までに申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可について必要な条件を付すことができる。

３　前条第２号に定める団体については、日程調整会議の開催される日の３日前までに申請書を提出し市長の許可を受けなければならない。

（行為の禁止）

第９条　利用者は、開放校において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

⑴　施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

⑵　指定した場所以外の場所に立ち入ること。

⑶　指定した設備以外の設備を使用すること。

⑷　指定した場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること

　。

⑸　政治活動、宗教活動及び営利を目的とする行為をすること。

⑹　喫煙すること。

⑺　許可なく火気を使用すること。

⑻　騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

（利用許可の取消し等）

第１０条　市長は、学校教育上必要と認めた場合又は公共的事業のために利用すると認めた場合は、利用の許可の取消しをすることができる。

２　市長は、利用者が前条の規定に違反し、又は管理責任者等の指示に従わないときは、利用許可の取消し又は退去を命ずることができる。

３　市長は、開放施設の保全又は使用に著しい支障が生じたときは、利用許可の取消し又は利用の中止をすることができる。

（利用者の原状回復の義務及び賠償責任）

第１１条　利用者は、開放施設の利用を終わった後又は利用許可の取消し処分を受けたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。

２　利用者は、利用団体、見学者又は応援者が開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

３　利用者は、利用団体、見学者又は応援者が故意又は重大な過失により、開放校の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した場合は、損害賠償の責任を負うものとする。

（実費弁償）

第１２条　第８条第１項又は第３項の規定により体育館の利用の許可を受けた者は、別表に定める実費を弁償しなければならない。

２　前項の実費弁償金は、利用許可書の交付と引換えに納付しなければならない。

（実費弁償の免除等）

第１３条　市長は、特に必要があると認めたときは、前条第１項の実費弁償金を免除し、又はその額を減ずることができる。

（実費弁償金の還付）

第１４条　納付した実費弁償金は、還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付する。

⑴　体育館を公用又は公共の用に供するため利用の許可を取り消したとき。

⑵　利用者の責めに帰することができない理由により体育館を利用することができないとき。

（補則）

第１５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この告示の施行前に廃止前の白岡市学校体育施設の開放に関する規程（昭和５６年白岡町教育委員会告示第１号。以下「旧告示」という。）の規定によりされた処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に旧告示の規定によりされている申請その他の行為は、この告示による制定後の白岡市学校体育施設の開放に関する要綱の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

別表（第１２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 利用区分 | 実費弁償の額 | 備考 |
| 体育館（白岡市立小学校及び中学校に設置されているもの） | 昼間　午前６時から午後６時までの間をいう | 利用３時間９００円 | 篠津小学校体育館については左記の額の３分の２の額とする。 |
| 夜間　午後６時から午後９時までの間をいう |